

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 第三者認証制度の廃止について

本年1月、国は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」を決定しました。

この対応方針では、「5月8日から新型コロナウイルス感染症について、今後、特段の事情がなければ、感染症法上の位置づけを2類相当から5類感染症に移行する」としており、これに伴い、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止が予定されています。

道では、この対処方針が廃止された場合の北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）について、次のとおりとさせていただきますので、お知らせします。

【国の基本的対処方針が廃止された場合の第三者認証制度について】

- 各都道府県の第三者認証制度は、国の基本的対処方針に基づいて運用しており、**今後、同方針が廃止された場合には、道の第三者認証制度についても廃止することとなりますので、予め、お知らせいたします。**
- これに伴い、第三者認証制度の廃止に関する段階的な移行措置として、**新規認証の受付について、3月20日（月）をもって停止させていただきます。**
- また、認証後の店舗への訪問による**基準の遵守状況の点検（事後調査）につきましても、順次、停止させていただきますので、併せてお知らせします。**

◇5月8日以降の感染防止対策については、今後の政府の方針を踏まえ、適時、**情報提供させていただく予定ですが、皆様には、引き続き、基本的な感染対策の継続をお願いします。**

【基本的な感染対策（3/13～）】

- 「三つの密」の回避
- 手洗い等の手指衛生
- 人と人との距離の確保
- 十分な換気

【お問い合わせ先】
北海道経済部経済企画局経済企画課 第三者認証担当
011-206-6197

皆様のこれまでのご協力に感謝申し上げますとともに、今後につきましても、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。